

令和5年9月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和5年9月25日（月）午後2時32分～

場所：本庁舎5階 5-1・5-2 会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和5年9月25日（月）、本庁舎5階 5-1・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 6 番	井 出 茂 康
2 番	小 林 正 幸	1 7 番	漆 原 豊 彦
3 番	永 野 良 徳	1 8 番	北 村 利 夫
4 番	田 代 恵美子	1 9 番	宮 治 政 彦
6 番	関 根 栄 一	2 0 番	安 藤 康 彦
7 番	齋 藤 義 治	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	上 田 洋 子	2 3 番	平 川 勝 昌
1 0 番	吉 川 誠	2 4 番	神 崎 享 子
1 1 番	飯 田 芳 一	2 5 番	砂 川 耕 介
1 2 番	三 上 健 一		
1 3 番	吉 原 豊		
1 4 番	加 藤 登		
1 5 番	伊 澤 忠 治		

欠席委員は、次のとおり

5 番	西 山 弘 行	8 番	井 上 哲 夫
2 1 番	佐 藤 智 哉		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主幹	坂 間 英 己	上級主査	永 田 誠
主査	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 38号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 39号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 40号 非農地証明願について
- 日程第 4 議案第 41号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 5 議案第 42号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し
出について
- 日程第 6 議案第 43号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 報告第 13号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 8 報告第 14号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて

開会 午後２時３２分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、皆様こんにちは。ただいまより「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、出席者数２２名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

大変に暑かった夏でございましたが、彼岸を境に、少しずつですけれども、秋の様相に変わってまいりました。

また、今月末には、後ほどお話があらうかと思いますが、皆さんの協力によりまして農地パトロールが行われます。同時に、農家の皆さん方にアンケートが配付されます。この２つは、とても重要で、今後の地域の農業がどのようなのか、一つの分岐点にもなります。

行政による地域計画の策定、農業委員会においては、目標地図の素案づくりが行われ、１０年後の青写真がつくられます。各地域から選出されている農業委員・推進委員の皆さん方が中心となり、地域の将来の農業をどのようにしていくかということを決める作業でもありますし、禍根の残らないような結果にしたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

前回の農振農用地の件もありますので、あのときと同じような状況が、今回も行われます。地域計画というものを十分に勉強していただいて、皆さん方にとって不利のないような結果にしていきたいと思います。

説明会が何度か開かれましたが、その都度、私は質問をしております。この地域計画が農家にとってメリットがあるのか、あるいはデメリットのほうが多いのかということで質問をしてみますと、最初の答えが、この地域計画を策定しないと補助金や助成金がもらえなくなるというふうなことがデメリットだ

と。それでは、メリットは何ですかと、――まあメリットがそれですけども、デメリットは何ですかと聞きますと、地域計画をつくった段階で、いろいろな農地の規制がなされるということですので、そういうことも十分に加味して検討していただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それから、10月1日からインボイス制度が始まります。これは、今まで消費税が益税になっているのではないかとということで、今回、それを解消するためにインボイス制度ができました。

皆さん方も、多分直売所や、あるいは農協からインボイス番号を、ということも言われていると思いますが、消費者に直接販売をしている方、そのほかに業者や直売所、農協などにもいろいろ出している方、適格者証明書、適格者請求書、インボイスが必要な人が必ず出てくると思いますので、いずれにしても消費税の増税みたいなものですから、これからも十分に検討していただきたいと思います。

それでは、ただいまから9月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（永田 誠上級主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、3番の永野良徳委員と4番の田代恵美子委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、0a。耕作面積、69a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻、1筆。地目、畑。地積、737㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、耕作面積、ともに57a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、宮原、2筆。地目、記載のとおり。地積、2筆合計1,357㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者3人。所有面積、耕作面積、ともに104a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤、5筆。地目、いずれも畑。地積、5筆合計8,043㎡。権利の種類、贈与による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営継承のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

16番、井出茂康委員。

16番（井出茂康委員）

資料は1ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、市道遠藤・宮原線にある「打戻大仲」交差点

上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、10a。耕作者、同左人。当該農地、地番、用田、2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計441㎡。内容、所有権移転。転用目的、資材置場及び作業場、他に雑種地を含む。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、10a。耕作者、同左人。当該農地、地番、用田、1筆。地目、畑。地積、201㎡。内容、所有権移転。転用目的、貸駐車場。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地。

続きまして、地区、六会・長後。番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、15a。耕作者、同左人。当該農地、地番、西俣野、2筆。地目、田。地積、2筆合計84.52㎡。内容、一時転用。賃借権設定。転用目的、仮設作業場。一時転用期間、令和5年11月1日から令和6年3月31日まで。農地種別、農用地区域内農地になります。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

18番、北村利夫委員。

18番（北村利夫委員） 資料は10ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、目久尻川にかかる「道庵橋」から東に約250mの土地になります。

農地の区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしており、一団の農地面積が30aを満たしていない

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、土棚、1筆。地目、畑。地積、885㎡。区域区分、生産緑地。相続開始年月日、令和4年12月14日。経営面積、1,672㎡。現地確認日、令和5年9月12日。

続きまして、地区、藤鶴・村岡・明治。番号2。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、亀井野、2筆、石川、2筆、鶴沼神明二丁目、6筆、合計10筆。地目、記載のとおり。地積、10筆合計4,346㎡。区域区分、記載のとおり。相続開始年月日、令和5年1月1日。経営面積、5,710㎡。現地確認日、令和5年9月13日。

続きまして、番号3。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、大庭6筆。地目、記載のとおり。地積、6筆合計4,067㎡。区域区分、記載のとおり。相続開始年月日、令和4年11月26日。経営面積、4,067㎡。現地確認日、令和5年9月12日。

続きまして、番号4。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、大庭、2筆。地目、いずれも田現況畑。地積、2筆合計1,668㎡。区域区分、農用地。相続開始年月日、令和5年4月16日。経営面積、4,589㎡。現地確認日、令和5年9月12日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

13番、吉原 豊委員。

13番（吉原 豊委員） 本件につきましては、令和5年9月12日に、相続人及び私と事務局職員及で現地確認を行いました。

現地の状況としましては、土棚字土棚の畑は、区画整理区域内であります、既に仮換地が行われており、仮換地後の農地としては、リンゴ、サツマイモな

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第43号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第43号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第7、報告第13号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第7、報告第13号「農地の貸借の合意解約通知について」、説明をさせていただきます。

本件については、耕作者が遠方で作付けすることが困難となったため、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

この土地については、別の方が借り受け、今後、耕作することとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第13号を終了いたします。

次に移ります。

日程第8、報告第14号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)